

**令和 3 年度予算編成  
並びに施策に対する要望書**

**令和 2 年 9 月 30 日**

**公明党さいたま市議会議員団**

さいたま市長 清水 勇人 様

令和3年度予算編成並びに施策に対する要望書について

全世界を襲った新型コロナウイルスの感染拡大は本年、市民の生活と地域経済にも大きな影響を及ぼしました。冬にかけて再流行も懸念される中、感染防止に向けた対策の強化は最優先課題です。

感染の収束が見通せない「Withコロナ」時代にあっては、行政として、これまでの常識にとらわれない柔軟かつ大胆な取り組みが必要であり、行政のデジタル化など「新しい生活様式」に対応した施策の展開が迫られています。国・県との連携を強め、「国難」を乗り越えると同時に、「ポストコロナ社会」を見据えた行政サービスの構築と新たなまちづくりを進めるべきです。

一方、迫りくる「2025年問題」に対応するため地域包括ケアシステムをはじめとする高齢者支援策の拡充は待ったなしです。また、待機児童数が全国自治体で最多となった事実を真摯に受け止め、保育所や放課後児童クラブなどの施設整備を強力に進め、「待機児童ゼロ」を実現しなければなりません。

昨年の台風19号の教訓を生かし、「防災・減災」への取り組みも急務です。自然災害が全国的に相次ぎ、首都直下地震など大規模災害の発生が予測される中、被災したとしても災害に負けない都市を構築することが求められています。コロナ禍での被災に備えた避難所づくりも急ぐ必要があります。

今回の「令和3年度予算編成並びに施策に対する要望書」では、コロナ禍という新たな局面を最優先課題としながら、高齢者支援策や子育て・若者支援、防災・減災などに重点を置くとともに、本市が「先進未来都市」として飛躍するためのまちづくりや交通網の整備など、多岐にわたる施策を提言しました。

これらの要望に対して、予算化あるいは施策化を求めるとともに、予算化あるいは施策化ができない項目についても、庁内で継続的に検討して頂けることを期待し、会派要望書として提出致します。

令和2年9月30日  
公明党さいたま市議会議員団  
団長 上三信 彰

～ 目次 ～

1、	災害に強い都市づくり .....	3
2、	子育て支援の拡充 .....	4
3、	教育環境の整備と子どもへの支援 .....	6
4、	シニアが安心して住み続けられる地域 .....	8
5、	障がい者の自立と生活を支援 .....	9
6、	市民の健康づくりをサポート .....	10
7、	市民生活の利便性の向上 .....	12
8、	都市を支える産業の振興 .....	15
9、	住み続けたい魅力あふれる都市 .....	17

※項目の数字の前に「※」印のあるものは新規項目です。

## 1、災害に強い都市づくり

首都直下地震や局所的豪雨に備える防災・減災都市づくりの推進

### 1. 防災拠点の整備推進

新たな防災機能を付加するための合併記念見沼自然公園の拡張等、広域防災拠点の機能を補完するオープンスペースの整備を推進すること。

### 2. 災害時の電力確保策の強化

ごみ発電や卒FITを活用した電力の地産地消を着実に進めることにより、災害時の電力確保策の強化に取り組むこと。

### 3. 「大規模災害団」の創設

大規模災害発災時のファーストエイドを目的とし、市消防局OBを核とした機能別消防団「大規模災害団」を創設し、発災時の圧倒的なマンパワー不足を補完すること。

### 4. 自助強化のための家具等固定支援制度の創設

大地震で負傷した方のうち、家具等の転倒・落下によるものが半数近くを占めていることから、災害弱者の自助能力の強化を図るための家具等の固定を支援する制度を創設すること。

### 5. 防災アプリの導入

他政令市の先進事例を参考としながら、各種ハザードマップを統合した防災アプリの導入を図ること。

### 6. 防災都市づくりの推進

- ① 密集市街地における住宅の不燃化支援策の導入ならびに、空き家の除却などによる防災広場の創出を誘導するための支援策を検討すること。
- ② 大規模災害発災時に一時避難所となる街区公園の防災機能を計画的にバランスよく強化・配置していくこと。
- ③ 無電柱化を促進すること。

### 7. 避難所と避難計画の充実

- ① コロナ禍における避難所の確保策を早急に検討すること。具体亭には、公共施設や民間の宿泊施設も含めた災害別、要配慮者別の多様な避難所を確

保すること。特に、重度障がい者や妊産婦など要配慮者を受け入れる施設の確保に努めること。

- ② ペット同行避難と同伴避難の違いを周知徹底するとともに、実際の避難所運営においてもペットの避難所設置についての配慮がされるようにすること。
- ③ 避難所運営が誰でも容易にやりやすいようにするため、避難所運営マニュアルをより簡明にした「避難所開設キット」を導入し、避難所開設初動時のマニュアルを明確にすること。
- ④ 市民のマイタイムライン作成を推進すること。

#### ※8. 特別養護老人ホーム等における避難確保計画の推進

- ① 激甚化多発化している災害に対して避難確保計画の策定サポート及び策定への指導監督を行うこと。
- ② 特別養護老人ホーム等との災害協定における具体的な取り決め等の推進を図ること。

#### 9. 総合的な浸水対策の推進

- ① 浸水被害の大きい地域における被害軽減に向け、国や県、近隣自治体との協議体を設置するなど、連携を強化すること。
- ② 慢性的浸水被害地域において、側溝整備など排水機能の強化を図ること。
- ③ 公助としておこなうべき浸水対策が十分にできない慢性的浸水被害地域においては、本来自助として設置すべき止水板・止水シート設置への助成制度を創設すること。さらに、同地域において、土のうを必要な時だけ持ち運び、浸水が解消されれば戻すことができる「土のうステーション」設置を検討すること。

#### 10. 女性視点の防災対策の推進

避難所運営や各種防災会議への女性参画を推進し、女性の視点を取り込んだ避難所づくりを推進すること。

## 2. 子育て支援の拡充

産前産後および子育て支援のさらなる拡充

**11. 産前産後の支援の拡充**

- ① 妊産婦全員が保健師等との面談がおこなえるようにするとともに、LINEなどのSNS、あるいは既存のスマホアプリ等を活用し、妊娠・出産・子育てに関して気軽に相談できる体制を作ること。
- ② 産後ケア事業の周知徹底とともに、宿泊型やデイケア型など産後ケアの更なる拡充を図ること。
- ③ 既存の子育てヘルパー派遣事業を妊産婦がより利用しやすい制度とするため、制度の周知を徹底するとともに、より利用しやすい制度とするために、たとえば利用日の1週間前から予約できるようにしたり、利用回数を現行の年10日までを月5日ぐらいまで増やすなど、妊産婦の孤立防止と生活支援策として実効性のある制度になるように改善を図ること。

**12. 保育所の待機児童ゼロ対策の推進**

- ① 保育士の処遇改善や宿舍借り上げ支援事業を拡充強化すること。
- ② 障がい児、医療的ケア児への対応、在園時間中の体調不良への対応として看護師が配置できるよう支援を行うこと。
- ③ 国が定める人員配置基準や面積基準の緩和に対応できる施設に対しては、それが導入できるようにすること。
- ④ 家庭的保育事業（保育ママ）の周知啓発とともに、適切な設置推進を図ること。

**13. 放課後児童クラブの待機児童解消**

- ① 空き教室など学校施設の活用をできるだけ進めながら、待機児童解消の受け皿の拡大を図ること。
- ② 民設の放課後児童クラブに対し、運営や物件確保などについて支援策を強化し、保護者の運営負担を軽減すること。
- ③ 放課後指導員の処遇改善を図ること。

**14. 教育費の負担軽減を推進**

- ① 教育費の負担軽減策として、副食費の無償化や幼児教育に特化したバウチャーなど本市独自の支援策を創設すること。
- ② 子育て支援と少子化対策の施策として給食費の無償化を検討すること。
- ③ GIGAスクールによるオンライン授業に対応するため、通信環境のない世帯に対して、通信費負担の軽減策を検討すること。

### 3、教育環境の整備と子どもへの支援

学校施設の環境整備と多様化する教育上の諸課題への対応を推進

#### 15. いじめ・不登校対策の推進

- ① スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、専門性の高い人材を確保するための方策を検討すること。
- ② SNSを活用した教育相談事業を、より効果的な事業とするため通年実施を図ること。
- ③ 保健室や相談室など別室登校における生徒の自習（プリント学習等）に対し、さらなる学習支援のための人員強化などを図ること。

#### 16. 特別支援教育の充実

児童生徒、個々の特性に応じた教育環境を整備すること。

#### 17. 教員の負担軽減

- ① 部活動指導員の拡充をおこなうこと。
- ② 教職員の負担軽減に向けて、スクールアシスタントやスクールサポートスタッフの拡充を図ること。
- ③ 教員の負担が指摘されている給食費などの徴収・管理業務について、公会計化を推進すること。
- ④ 年々増加する外国籍児童生徒などの学習支援として、常勤の日本語指導員の拡充を図ること。

#### 18. 学校施設の整備推進

- ① 緊急防災減災事業債を含め国庫補助金を最大限に活用して、災害時に避難所となる市立小中学校の体育館へのエアコン設置を推進すること。
- ② 学校トイレの洋式化100%実現に向けて、スピードを増して取り組むこと。
- ③ 障がい児・者に配慮したバリアフリー化の推進を図ること。
- ④ 武道場未設置校への武道場の整備を計画的に着実に推進すること。
- ⑤ 学校体育館の雨漏りや床などの老朽化の実態調査と、事故防止に向けた点検・対策の実施を図ること。
- ⑥ 災害に備え、児童生徒への防災ヘルメットを配備すること。また、部活などにおいて自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用させること。

**19. 過大規模校解消**

過大規模校解消を進めること。

**20. 学校飼育動物の予算拡充**

学校飼育動物を通じた教育の充実の為、小学校全校での取り組みを進めるとともに動物飼育や治療の為の予算の拡充を図ること。

**21. 通学路における防犯カメラ設置**

通学路における防犯カメラ設置を推進すること。

**22. 夜間中学設置へ向けて検討を始めること**

不登校の生徒や、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人も含めた幅広い層に学びの機会を提供すると共に外国籍の生徒が増え、日本語教育などの充実が求められることから夜間中学の設置検討を始めること。

**23. 総合療育センターひまわり学園の体制および施設の拡充**

- ① 療育体制を強化するため、東部地域に、診断・療育機能を備えた「新たな療育施設」を整備すること。
- ② 相談から診療・検査を速やかに実施できるよう医師や専門職員を増員し体制強化を図ること。

**24. 児童虐待防止の対策強化**

- ① 専門性を持った職員を増員するなど、児童相談所の体制強化を引き続き図ること。
- ② 里親制度、ファミリーホームの普及啓発を行うと共に、里親へのメンタルサポートなどの相談支援体制を充実すること。

**25. 子どもの貧困対策の推進**

- ① 学習支援事業は、貧困の連鎖を断ち切るためにも、高校進学率100%を目標に、大学進学にも取り組むこと。教室に通えない子どもに対しては、オンライン学習などを活用し、学習の遅れが無いように取り組むこと。
- ② 児童養護施設の退所者に対し、進学や就職、生活等の支援制度を創設すること。



※ 26. **ひとり親家庭における養育費不払いの解消**

養育費確保のための周知事業、保証会社との養育費保証契約を締結する際の本人費用負担、公証役場への同行、公正証書作成に係る本人費用の補助、保証会社との養育費保証契約を締結する際の保証料の補助など大阪方式（トータルサポート事業）の導入を図ること。

## 4、シニアが安心して住み続けられる地域

シニア世代の活躍する環境整備と地域包括ケアシステムの構築

### 27. **セカンドライフ支援事業の推進**

- ① 「セカンドライフ支援センター（愛称：り・とらいふ）」の活動内容等を広く周知するとともに、余暇や地域貢献、就労などを求める高齢者に対し、情報提供とともに寄り添った支援を展開すること。
- ② 高齢化社会に求められている分野での事業化や、公共発注における優先調達等によるシルバー人材センターの職域拡大をより一層図ること。

### 28. **地域包括ケアシステムの推進**

- ① 地域包括支援センターの人員体制の強化及び同センターの設置数を地域の自治会や社協等の組織割に応じて拡大すること。
- ② 長寿応援部の各課の施策を連携させて推進するため、「（仮称）地域包括ケアシステム推進室」を設置し、総合事業をはじめとする地域包括ケアシステムのグランドビジョンを策定・推進すること。併せて、これまでの総合事業のモデル事業を検証しながら、地域特性に応じた総合事業の推進など地域包括ケアシステムの実現を図ること。
- ③ 地域包括ケアシステムの一環として、薬剤師会と協定を結び、在宅医療への橋渡しなどの役割明確化を図ること。

### 29. **高齢者の生活支援策の拡充**

- ① 高齢者の安全安心確保を目指し、現在実施している見守り事業をさらに拡大すること。また、人感センサーに加えてICTを活用した見守りシステムの導入を推進すること。
- ② 単身世帯高齢者が入院や施設入所などの際に保証機能や支援などをおこなう支援策の創設を図ること。

**30. 高齢者の交通事故防止対策の推進**

- ① 免許返納者への支援として、県が実施している「シルバーサポート制度」の周知を図り登録事業所数を拡充すること。
- ② 免許返納者への運転経歴証明書の交付費用の負担軽減を図ること。

**31. 認知症対策の推進**

- ① 認知症高齢者への見守り強化のため、認知症高齢者のひとり歩きに対応するための見守りグッズの導入を検討すること。また、認知症のひとり歩きに伴う認知症事故救済制度の創設を検討すること。
- ② 認知症など成年後見制度を必要とする人の利用促進と権利擁護および後見人の不正防止のための地域連携ネットワーク作りを進めること。
- ③ 認知症グループホームは、特別養護老人ホームと異なり、宿泊コストや食費が介護保険の補足給付の対象外であり、所得に応じた利用料の軽減もない。そのため国民年金で生活する方や所得の少ない方は空きがあっても経済的理由から入所をあきらめるケースもある。その救済策として、利用料の助成制度の創設を検討すること。
- ④ 高齢者が過去の記憶をたどりこれまでの生き方を肯定的に振り返ること、日々の生活や対人関係の向上を目指す「地域回想法」を介護予防事業に取り入れ、認知症対策の拡充を図ること。

## 5、障がい者の自立と生活を支援

誰もがいきいき暮らす、みんなで支え合うまちづくりの推進

**32. 障がい者の「住まい」を支援**

- ① 障がい者の「親亡き後」を見据え、居住支援の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を推進すること。
- ② グループホームの整備促進を図ること。
- ③ 障がい者生活支援センターの人材面・運営面への支援を強化し、相談体制の強化を早急に図ること。

**33. 障がい者の「働く」を支援**

- ① さいたま市の障がい者数に対して、就労者数の目標を設定して障がい者の就労支援を行っていくこと。

- ② さいたまステップアップオフィス事業を全区役所に拡充すること。さらに、さいたま市の公共施設を活用して、障がい者の職場実習および就労の場を拡充すること。
- ③ 市内業者の障がい者法定雇用率の100%達成を目指した企業支援を行うこと。また公共調達に際して、障がい者雇用率の高い企業に優先契約がおこないやすくなるよう基準を現行よりも緩和し、「ハート調達制度」がより広く実施できるように拡充すること。

#### 34. 発達障がいの早期発見・早期療育の推進

発達障がい児の早期発見のため、各区保健センターで行われている乳幼児発達健康診査の待機期間を2週間以内で行えるようにすること。そのための医師や保健師等の人材確保も図ること。

また早期療育のため、行政・民間の障がい児通所支援事業所の拡充と、特に民間事業所については、療育のレベルに差が無いように質を上げる支援を行うこと。

#### ※ 35. 聴覚障がい者の意思疎通支援メニューの拡充

遠隔手話通訳、音声認識、筆談、電話代行サービス（電話リレーサービス）等の支援メニューを、利用する聴覚障がい者が場面ごとに支援サービスを選びやすく・使いやすいトータルシステムで整備するとともに、意思疎通コミュニティーの支援（例えば、株式会社プラスヴォイスの遠隔手話サービスの導入など）を図ること。

#### ※ 36. 車いす利用者の鉄道利用支援

車いす利用者が電車で単独乗降できるように、プラットフォームと車両乗降口の段差・隙間を解消するよう、鉄道事業者へ働きかけること。

## 6、市民の健康づくりをサポート

市民がいきいきと健康づくりに取り組むまちづくりの推進

#### 37. 市民の健康づくりの推進

- ① 新型コロナウイルス対策を踏まえつつ、うんどう教室とシニア健康教室の適正配置（徒歩圏内）を図るとともに、ロコモ予防・フレイル予防の要素を取り入れた健康教室の実施を図ること。

- ② 健康マイレージを、より一層魅力的な制度に進化させて現役世代の参加者の増加を図り、生活習慣病予防を推進すること。

### 38. スポーツ環境の整備

- ① スポーツ施設のストック適正化についての現状調査を実施し、各スポーツ施設を最大限有効活用すること。また、市民ニーズに応じたサービスを提供するため、身近なスポーツ施設の環境整備をさらに促進すること。
- ② 地域スポーツの振興とスポーツの観光資源としての発信をめざすために、「スポーツシュール」を整備推進すること。
- ③ 臨時グラウンドの維持管理予算を確保し、使いやすい施設として市民に提供すること。
- ④ スポーツ施設の設備に対し、維持・更新のための予算を十分に確保すること。

### 39. がん対策の推進

- ① がん検診の受診率向上プロジェクトを設置して、がん検診の重要性などを市民へ普及啓発するとともに、がん検診の受診率向上を図ること。
- ② 小中学生向けリーフレットを活用するとともに、出前講座や外部講師の派遣等を推進すること。
- ③ 子宮頸がん検診に HPV 併用検診の導入を検討すること。
- ④ 今年度で費用助成期間が終了する高校1年生相当の対象者に子宮頸がん予防ワクチン接種の通知をすること。助成期間が過ぎても公費でできるようにすること。
- ⑤ がんサバイバーに対して、アピアランス支援や生活支援、就労支援など、QOL 向上に資する支援を検討すること。

### 40. 感染症対策の体制整備

- ① 新型インフルエンザなど新興再興感染症の流行初期における検査体制や情報の収集発信体制の整備を図ること。
- ② インフルエンザ予防接種における低所得者や児童に対する負担軽減策（助成制度）の導入を検討すること。

### ※ 41. 免疫喪失した乳幼児への予防接種の助成制度創設

造血幹細胞移植により免疫喪失した乳幼児への予防接種の助成制度を創設すること。

#### 42. 次脳機能障害への支援体制の強化

「高次脳機能障害者支援センター」の認知度を高めるとともに、当事者会・家族会と連携してケアサポーターの養成やケアカウンセリングの充実など、当事者・家族を支える相談・支援体制の機能強化を図ること。

## 7、市民生活の利便性の向上

よりよい市民サービスの提供

#### 43. 交通弱者の移動支援

現在のコミュニティバス等導入ガイドラインを見直し、同じ地域でもより多くのニーズや利用を掘り起こすことが見込めるAIによるデマンドバスの導入を、民間事業者と協議・連携しながら図ること。

#### ※44. 生活様式におけるスマート行政の導入

- ① 特別定額給付金事業などが滑らかに実施できなかった経験を踏まえ行政事務のデジタル化を推進すること。
  - (1) スマート行政の導入。
  - (2) 行政窓口におけるオンライン申請の推進を図ること。
  - (3) パソコンやスマートフォンの扱いに慣れない人のために、電話で代理入力する窓口も設置すること。
  - (4) 書類への押印の必要性についても見直しを図ること。
  - (5) 各種申請書類の印刷サービスを導入すること。
  - (6) コンビニでの罹災証明書発行を検討すること。
- ② 住民票等の発行手数料のキャッシュレス（QRコード）決済を導入すること。
- ③ RPAの全庁展開により事務作業の効率化を図ること。

#### ※45. 5Gネットワークを活用し、Society5.0に向けた取り組みの推進

- ① ローカル5Gを完備した産業集積拠点を構築し、中小企業、スタートアップ企業を呼び込むこと。
- ② さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム周辺にローカル5Gネットワークを構築し、屋外スポーツ観戦ができるようにすること。
- ③ 農地にローカル5Gを導入し、スマート農業を実現すること。
- ④ ローカル5G上に交通網を形成し、さいたま版MaaSとの連動を図ること。

- ⑤ 市庁舎、各区役所にローカル5Gを導入し、デジタル自治体を実現すること。
- ⑥ ローカル5Gを活用した救急医療体制を構築すること。
- ⑦ 大規模災害時にローカル5Gを活用した救助体制を構築すること。

#### 46. 詐欺被害対策の推進

- ① 詐欺被害の撲滅に向け、詐欺被害撲滅POPシールの効果的な利用促進を図ること。
- ② 防犯用自動通話録音機器の貸出事業を継続実施するとともに、簡易型自動通話録音装置の無料配布を実施すること。
- ③ SNS等による中高生や若者の詐欺被害防止に向けた相談窓口の設置を検討すること。

#### 47. 空き家対策の推進

- ① 特定空き家の解消に向け、条例に基づく行政処分の手続きを迅速に進めること。
- ② 空き家等の適正管理、利活用の促進に向け、策定された「空き家等対策計画」を着実に推進するための部局横断的な体制を構築すること。

#### 48. 住宅困窮者・要配慮者への支援策導入

新たな住宅セーフティネット制度の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を進めるため、家賃補助・契約時の債務保証料の補助をセットで導入すること。

#### 49. ごみ削減と食品ロス削減の推進

- ① 市民への啓発として、ごみ分別の徹底、リサイクルに関する講座や食品、食材の有効活用の取り組みを継続して行うこと。
- ② 家庭にある未利用食品が寄付できるフードドライブの継続実施と回収拠点の拡大及び市民への周知を図ること。

#### ※ 50. ケアラー（家族等無償の介護者）の相談支援体制の強化拡充

- ① ケアラーのおかれている実態と支援ニーズに関する調査を行うこと。そのなかで、育児と介護の両方を負担しているダブルケアについては特出して調査を行うこと。また、18歳未満のヤングケアラーも含めた調査を行うこと。
- ② ケアラーの精神的負担を軽減するため、福祉丸ごと相談センターの体制を全区に拡大するとともに、同センターにケアラーの相談窓口設置を検討す

ること。また、ヤングケアラーに接する可能性のある小学校・中学校・高等学校の教員に対し、ヤングケアラー支援の視点から相談対応できるように研修などを行い、適切な支援体制につなげていくこと。

#### 51. ひきこもりの支援強化

長期化し、深刻化する「ひきこもり」当事者を支える親や家族が、集い学びあう家族会の活動への支援を強化すること。

#### 52. ふれあい収集の拡充

超高齢社会に備え、ふれあい収集の体制強化を図ること。また、現在、実施されていない粗大ごみについてもふれあい収集の対象とすること。なお、単身高齢者が自宅から粗大ごみを外に出すことができない場合を想定し、サポート強化を検討すること。

#### 53. 区役所窓口における相談体制の機能強化

- ① 福祉丸ごと相談センター（福祉コンシェルジュ）を全区に導入し、市民からの相談体制の機能を強化すること。
- ② 区役所窓口の多言語対応を拡充すること。
- ③ 「おくやみコーナー」の設置など、死亡時の各種手続きの簡素化を図ること。

#### ※ 54. コロナ禍に対応した図書館への改善

- ① 電子書籍の拡充を図ること。
- ② ブックシャワーの設置を図ること。

#### 55. 滞納対策での法令等に基づいた適切な対応

- ① 滞納額が高額化しないように、滞納者の実態を早期に把握することや「申請による換価の猶予制度」の周知を図る等、早期かつ適切な収納を推進すること。
- ② 滞納者からの相談にあたっては、納税能力を考慮し、返済期限の弾力的な運用を図ること。また、個々の実情に応じて寄り添いながら、福祉部門と連携した対応を図ること。

#### 56. 奨学金の返還支援策の創設

市内企業に就職する若者に対する学生支援機構など幅広い奨学金の返還支援策を創設すること。

**57. 若者の就労支援の拡充**

新型コロナウイルスの影響により就職困難な若者や、就職氷河期世代の正規労働者以外の若者に対する就労支援策の強化拡充を図ること。

**※ 58. 若い世帯への支援制度の創設**

少子高齢化時代を迎えた今、若い世帯の本市への転入定住策として「新婚世帯向け家賃補助制度」や「住み替え補助」などの制度を創設すること。大阪市は同制度の導入前は転出超過だったが制度導入後には転入超過に転換、6年間の期間満了まで受給した世帯の約9割が継続して市内に居住するなど、一定の効果をあげており、神戸市でも住み替え支援補助を実施している。本市でも同制度の創設など若年世帯の転入定住策に本格的に取り組むこと。

**※ 59. マイクロチップ装着の促進**

現在、飼育されている犬猫のマイクロチップ装着促進のための補助金制度創設を検討すること。

**※ 60. 戦争体験の収集・展示**

戦争の記憶を次代に継承するため、本市が作成した「戦争体験証言映像DVD」を活字化・パネル展示するとともに、シベリア抑留や原爆などで犠牲になった人の遺品や遺族の声を集め、文化施設などで展示するなど「平和教育」に取り組むこと。

## 8、都市を支える産業の振興

さいたま市らしい産業の振興

**61. 観光の振興**

- ① 外国人観光客のための食事や生活など文化の違いに配慮した環境の整備を図ること。
- ② シティホテルやコンベンション施設の誘致など「さいたま MICE」を推進すること。



**62. 都市農業の振興**

- ① 農家の高齢化や担い手不足への課題解決に向け、農地の集約化を進めるとともに、ICTを活用したビジネスモデルの普及等、稼げる農業への支援策を講じること。
- ② 農業振興、情報発信、交流・販路拡大の機能を備えた農業交流拠点の整備を推進すること。

**63. 市内企業の育成と入札制度の改善**

- ① 工事契約において総合評価方式を拡充し、地元優良企業に対して特別簡易型を更に拡大すること。また、地域貢献や環境配慮、本市の優秀業者表彰受賞企業を対象としたインセンティブ入札を導入するなど、地元企業の育成を図ること。
- ② JV対応工事について単独企業発注を増やすこと。
- ③ 債務負担行為のより一層の充実実施し、施工時期の平準化に努めること。特に年度はじめの工事の平準化を図ること。
- ④ 指名競争入札の更なる実施により、優良施工業者の活用を図ること。
- ⑤ 働き方改革実施にともない、余裕のある工期の設定し、工期の見直しを行うこと。

**64. 企業誘致の推進**

- ① 企業誘致推進のための新たな産業集積拠点の早期整備を図ること。
- ② 本市への企業誘致に対するインセンティブを強化すること。

**65. 商店街の活性化**

- ① 商店街活性化キャンペーン事業補助金を継続実施すること。
- ② 商店街街路灯等電気料金補助事業の補助率10/10を継続実施すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者向け支援策の更なる拡充を図ること。

**※ 66. コロナ禍における事業資金融資枠の拡充**

コロナ禍で厳しい状況に追い込まれている市内中小・小規模事業者に対して、事業資金融資枠の拡充を図ること。

## 9、住み続けたい魅力あふれる都市

交通が便利で住みよいまちづくりの推進

### 67. 「東日本の対流拠点としての大宮」のまちづくりの推進

- ① 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の早期実現に取り組むこと。
- ② 連鎖型まちづくりを進めるにあたって、跡地の利活用を含め、にぎわい創出機能を検討すること。
- ③ 都市再生緊急整備地域の指定を生かして、大宮・新都心エリアの再整備を早期に推進すること。
- ④ バスタ大宮の誘致を進めること。
- ⑤ 防災の視点も考慮し、大宮駅周辺の地下空間の活用も検討すること。

### 68. 快適な都市空間整備の推進

- ① 「暮らしの道路整備事業」や「スマイルロード整備事業」について一層の進捗を図ること。
- ② 区画整理の早期推進を図るために予算の重点配分をおこなうこと。
- ③ 超高齢社会を迎えた今、安全で快適な歩行空間の創出が求められている。そのために、歩き疲れたらいつでも休憩できるまちなかベンチの設置を検討すること。

### 69. バリアフリー化の推進

- ① バリアフリー基本構想に基づく、重点整備地区の整備を着実に推進すること。
- ② 駅前広場や長距離の遊歩道など、公共空間における「まちなかベンチ」の設置を制度として導入すること。

### 70. 交通網の整備推進

- ① 首都高速大宮線の延伸区間の早期整備および首都高速新都心線の延伸。
- ② 地下鉄7号線延伸の早期事業着手に向け、関係機関との調整を図る等、環境整備を着実に推進すること。
- ③ LRT等中量軌道システムにより東西交通の整備推進。
- ④ 新大宮バイパス主要交差点のアンダーパス化の推進。
- ⑤ 本市の目指すMaaSの姿を明らかにし、導入までのロードマップを作成して、その本格導入を図ること。

71. **さいたま市の文化芸術を世界に発信**

- ① さいたま市の文化（盆栽、人形、漫画、鉄道等）の魅力を世界にアピールできるようなプログラムを策定すること。
- ② さいたま市文化芸術都市創造条例の理念にもとづき、ストリートピアノ（まちピアノ）の各区1か所の常設を検討すること。
- ③ 本市にゆかりのある文学作品や文学者が多数存在することから、市のHPを活用して発信するとともに、市立図書館等の文化施設で積極的にPRすること。